

(参考情報) 台湾農業委員会公表情報

台湾農業委員会プレスリリース (2015年5月8日付け)

http://www.coa.gov.tw/show_news.php?cat=show_news&serial=baphiq_news_8161

(仮訳)

金門県の牛1頭におけるモニタリング検査の結果、A型口蹄疫と確定診断、殺処分及び必要な防疫措置を実施

行政院農業委員会(以下「農委会」)動植物防疫検疫局(以下「防検局」)は8日、7日に農委会家畜衛生試験所から通報を受け、金門県の牛農場において実施された定期モニタリング検査の初歩検査において1頭の牛からA型口蹄疫として疑われるウイルス核酸が検出された件について、本日、専門家チームが会議を開催し、専門家で核酸配列について分析した結果、2013年に中国・広東省で発生したA型口蹄疫と99%の相同性を有すると発表した。専門家は現場の状況から発生状況を評価したが、疾病の拡散する兆候はなかった。防疫局は同日、防疫緊急対応チーム会議を開催し、口蹄疫ウイルスの拡散を防止するために以下の厳密な防疫措置の実施を決めた:

1. 殺処分: 発生農場からの移動制限、農場の全ての偶蹄類動物の殺処分、清掃及び消毒並びに感染源の追跡
2. 動物の移動制限: 発生農場から半径3km以内で飼養されている偶蹄類動物の移動制限
3. 動物のモニタリングと農場訪問: 発生農場から半径3km以内で飼養されている偶蹄類動物の臨床観察、半径1km以内で飼養されている偶蹄類動物における検体の採取。その後、全県で偶蹄類動物の臨床観察の実施。
4. 食肉市場、と畜場及び動物輸送車両の清掃・消毒: 専門の業者によると畜場及び動物輸送車両の清掃・消毒
5. 食肉市場に隣接すると畜場における衛生検査の強化: 直ちに牛の由来農場を特定するための追跡調査を実施できるように、と畜前後検査の強化
6. 追跡調査: 牛の由来農場を検出するためのフィールド調査の実施
7. 金門県からの偶蹄類動物の生体、生鮮肉及び加工肉の輸出禁止

金門県で発生したA型口蹄疫ウイルス台湾本土への侵入を防止するための偶蹄類動物飼養者団体による対策

防疫局の説明によれば、金門県で発生したA型口蹄疫ウイルスの台湾本土への侵入を防止するために、防疫局及び偶蹄類動物飼養者団体は以下の防疫対策の強化を図った:

1. 国境検疫の強化: 行政院海岸巡防署、財政部税務署及び防疫局の各局は漁港、沿岸及び国際空港 動物及びその製品の違法な持込みをせず自国に持ち帰るよう民衆に要請
2. 疫学調査: 過去に金門県から偶蹄類動物を受け入れた台湾本土のと畜場に対して、管轄動物防疫機関が半径3km以内の疫学調査を実施

3. 人・車両の出入りの管理：

必要な場合を除き、農場内への人の立ち入り及び動物運搬車両、化製車、飼料運搬車及びその運転手等の進入を厳しく禁止し、車両が農場内に出入りする際に厳密に消毒を実施。

4. 農場における自主的な動物の健康状況の観察：

農場内の動物の健康状況観察を強化し、疑い又は発生事例を発見した場合には、規定に基づき、速やかに動物防疫機関に通報。

5. 疾病が発生している国・地域の動物が飼養されている場所への業者の訪問の自粛：

業者に対して、中国等の疾病が発生している国・地域の動物が飼養されている場所へ訪問しないようにし、また、国から戻った際には衣類や靴を履き替え靴底消毒を実施するとともに、飼養動物の健康及び防疫のため、1週間経ってから動物の飼養場に入るよう要請。

〔本情報は、台湾農業委員会が、5月8日に公表した情報について、機械翻訳等に基づき仮訳を作成したもの。〕